平成２３年（フ）第１９０号
栃木県宇都宮市竹林町167番地１　トゥッティA102、前住所栃木県宇都宮市竹林町217番地２　エクセレントパレス101
債務者　瀧　亜矢子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９１号
栃木県大田原市若草１―1401―２ニューウィング若草101号室、住民票上の住所栃木県大田原市上奥沢414番地14
債務者　菊地　　彰
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９２号
栃木県宇都宮市戸祭元町11番10号　ソフィア元町108、住民票上の住所栃木県宇都宮市塙田２丁目４番15号
債務者　渡邊　尚子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９３号
栃木県日光市今市1099番地１　ドエル柏105号、前住所栃木県日光市今市市森友1567番地17
債務者　阿久津英敏
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９４号
栃木県日光市今市1099番地１　ドエル柏105号、前住所栃木県日光市今市市森友1567番地17
債務者　阿久津里子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９８号
栃木県大田原市市野沢1236番地６
債務者　片倉　夏海
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２００号
栃木県鹿沼市幸町１丁目８番13号　川田アパート５号、前住所栃木県鹿沼市上野町227番地１
債務者　小林　兄一
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０３号
栃木県日光市久次良町95番地１
債務者　小栗　孝子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０４号
栃木県日光市久次良町95番地１
債務者　小栗　章弘
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０７号
栃木県小山市大字小山84番地６
債務者　三澤　絵理（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２０号
栃木県宇都宮市下栗１丁目19番地　下栗市営住宅５号棟41イ号、前住所栃木県宇都宮市陽東１丁目17番13号　東陽ハイツ306
債務者　小林　浩治
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２３号
栃木県宇都宮市今泉町2537番地　ＭＳＳ今泉206号室、前住所宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目10番５―306号
債務者　登坂　恵子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２４号
栃木県芳賀郡益子町大字七井2496番地１　ベルハイツ６号
債務者　高橋　健一
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３号
岡山市北区大供１丁目７番３号　ドムス601
債務者　山田　悦男
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５７号
岡山市北区奥田１丁目７番４号　酒井貸家二Ｆ201号
債務者　片平ヱミ子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部